

■ 保育施設の建築時の整備に関する留意事項

保育施設の建築設計において、保育の安全性を確保するために配慮いただきたい事項を例示します。
なお、これらは保育施設の施設基準によるものではありませんが、子どもを保育するに当たって、あらかじめ検討いただきたい事項をまとめたものです。

1 指つめ防止策

児童の安全を確保するため、保育室等の出入口、児童用トイレ、ベビーゲートなど、児童が通常出入する戸、扉等、必要に応じて指つめ防止を施してください。児童が出入りする場所については、児童の手が届く高さの範囲について、防止に係る対応が必要です。

可動式の間仕切り（スライディングウォール）についても、使用しない時にはベルトで束ねる等の対応を検討してください。

2 不審者の侵入防止・児童の飛び出し等防止策

不審者の侵入を防止するため、保育所の出入口は常時施錠できるようにしてください。また、施設に入る際に顔等人物を確認できる設備を設置してください。

出入口はモニタ、オートロックの設置を基本とし、外部からの侵入を防ぐとともに、誤って児童が保育所の外に出ることのないよう安全が確保された設備・構造としてください。例えば、敷地境界部分に門扉を、保育所建物出入口（メインエントランス）に扉を設け、モニタ、オートロックを門扉にのみ設置し、開所時間中、建物出入口を開放した場合、外部から建物内へ不審者が侵入する恐れがあり、不審者侵入防止策としては不十分です。そのため、保育所建物の出入口（メインエントランス）の扉についても、モニタ、オートロックの設置を基本とします。

フェンスは児童の飛び出し及び不審者の侵入防止に配慮した構造としてください。

3 照明器具等の飛散防止策・落下防止策、備品等の転倒防止策

地震や遊具等がぶつかることなどによる落下や破損時の被害を最小限に抑えるため、保育室等、児童用トイレ、玄関など、児童が通常立ち入る部分にあるガラス、照明器具（ダウンライトを含む。）、鏡等について、落下防止策及び飛散防止策が講じてください。ガラスは使用場所及び使用目的に適したものを選択するよう配慮してください。

棚やロッカー等の備品や家具について、転倒防止策を講じてください。また、棚上のもの等についても同様に落下防止策を施してください。吊り戸棚については、耐震ラッチ等による落下防止策を講じてください。

4 ガラスへの衝突防止

ガラスを用いた窓や扉等については、柵等を設置することなどにより、衝突の防止を図ることとしてください。または、無色透明なガラスについてはシールを貼ることなどにより、児童がガラスを認識できる工夫を行い、衝突防止を図ることとしてください。

5 建具などの面取り等

保育室等、児童用トイレ、玄関など、児童が通常立ち入る部分にある柱、建具、棚等について、児童が怪我をしないよう、角の面取り又は養生カバーの取り付けを施してください。

6 感電防止

コンセントについては児童の手の届かない場所（高さ）への設置、又はカバーやシャッター付きのものにすることなどにより、児童の安全性を確保するようにしてください。

ただし、カバー等を取り付けることによる、誤嚥や突起等に対する安全性についても配慮してください。

7 転落防止策

保育室等、階段、廊下、便所、ベランダ、屋上等の児童が通行、出入りする場所には、児童の転落を防止するため柵等を設けてください（または窓の開閉を児童が行なえないようにする等の設備を設ける等）。

階段については、児童が1人で昇降しないよう降り口に児童が開閉できない柵を設ける等、児童の転落防止に十分留意してください。

転落防止用の柵等については、児童が乗り越えることができないよう縦格子柵等とし、柵の高さは足がかりから120cm以上、幅は内法8cm以下を基本とするなど、児童の安全性を確保するようにしてください。

また、窓の近くやベランダに児童が登れる足がかりとなるようなものを置かないようにしてください。

8 進入防止策

児童が通常出入りしない、事務室、倉庫、収納、パイプスペース、ダクトスペース等の場所については、児童が誤って立ち入ることのないよう、手の届かない位置に鍵を設置する等の対応を図るようにしてください。また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、児童の火遊び防止のために必要な進入防止措置等の対策を講じることとしてください。

9 階段等の安全対策

階段・傾斜路等には、児童が安全に使用することができる手すりを設置することなどにより、児童の安全性を確保するとともに、災害発生時の避難における安全の確保に万全を期すること。

10 覗き見防止策

人権への配慮、防犯等の観点から、外部から保育所内が容易に覗けないよう対応を図ること。保育室には、ガラス面に目隠し用のフィルムを貼付する等により対策を講じてください。

11 開き戸の安全対策

保育室内に面した扉は、児童との衝突を防止するため、なるべく引き戸としてください。スペースの

都合上、保育室側に開く扉を設置する場合は、扉に窓を設置して、児童がいないか確認できる構造としてください。

12 2階以上に保育室を設置しなければならない場合

保育室等は、転落防止の観点から、特別な理由がない場合はなるべく1階に設けてください。

敷地面積の制限等により、保育室を2階以上に設けなければならない場合は、保育施設の類型毎の施設基準で定められている耐火基準を遵守することはもちろんのことですが、階段利用時の転落等の危険性を考慮し、2階に低年齢児の保育室を配置することは避けてください。

13 調理室の配置による衛生管理対策

衛生管理の点から、調理室の入口にあたる場所に前室を設け、手洗い設備を設置してください。また、不特定多数の人物との接触を減らすことで食中毒を防止するため、調理員用出入口、休憩室及び事務スペースを調理室傍に設置する等、調理に携わる職員と保育等に従事する職員の動線が交わらないような配置を心掛けてください。

衛生的で安全な給食を提供し、また感染症等のまん延を防ぐため、調理室と調理室以外の部分は、随時オープンになっている箇所がないよう、区画してください。なお、換気ができる設備としてください。

14 設備の更新を見据えた計画について

建物より建物内設備の耐用年数は短いため、将来的な設備機器や設備配管の更新工事を見据えた設計を検討してください（エアコンの壁掛けタイプの採用、パイプスペースや地下ピットの設置等）。